

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成30年2月14日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700207号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1700029号

## 第1 結論

昭和46年6月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年6月から同年9月まで

私は、昭和45年4月に婚姻してすぐに夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、それ以後、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

請求期間の国民年金保険料について、夫は納付済みで私は未納ということは考えられないので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和45年4月に婚姻してすぐに夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、それ以後、自身が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと述べているところ、請求者及びその夫の国民年金の加入手続を行った時期は、両者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、共に昭和45年4月頃と推認できるほか、請求期間前後の期間の保険料について、両者に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和45年4月分から昭和48年3月分までは、請求期間を除き共に現年度納付されている上、請求者の昭和45年3月分の納付日は、その夫の昭和43年7月分から昭和45年3月分までが過年度納付された日と同一日となっていることが確認できることから、請求者の主張と符合している。

また、国民年金被保険者台帳によると、請求者が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとするその夫は、請求期間の保険料について過年度納付書が発行され、過年度納付されていることが確認できるところ、請求者についても過年度納付書が発行されたことが確認できる。

さらに、請求者は、国民年金の加入期間について、請求期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付しており、請求者の納付意欲は高かったものと認められる上、4か月と短期間である請求期間の保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらないことから、当該期間についても、二人分の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付し

ていたものと認められる。